

# 令和7年度「さっぽろまちキャンパス共創事業」支援業務 企画提案仕様書（案）

## 1 業務名

---

令和7年度「さっぽろまちキャンパス共創事業」支援業務

## 2 背景・目的

---

本市では、学生団体によるまちづくり活動を推進し、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域コミュニティを活性化するため、令和5年度に「さっぽろまちキャンパス共創事業」(以下「まちキャン」という。)を創設した。まちキャンに採択される学生団体は、令和5年度は4団体であったが、令和6年度は11団体、令和7年度は10団体(予定)と制度の創設当時から大幅に増え、学生団体に対してきめ細やかな支援を行うことが難しい現状にある。学生団体は、主体的にまちづくり活動を企画し、実行することが一定程度可能ではあるものの、活動を進めるにあたって様々な困難に直面することとなる。活動をより充実したものとするため、学生をしっかりとバックアップし、勇気づけ、前に進んでいくための力を与える支援を欠かすことができない。

本業務は、まちキャンを円滑かつ効果的に推進するにあたって必要となる各種支援を行うものである。

## 3 履行期間

---

令和7年(2025年)6月14日から令和8年(2026年)3月31日まで

## 4 履行場所

---

特に定めないが、札幌市役所庁舎で対面打合せができる体制とすること。

## 5 まちキャンについて

---

### 概 要

- ・まちキャンの目的は、大学及び短期大学(以下「大学」という。)に所属する学生による団体が、札幌市内で活動する地域団体と連携・協働して行うまちづくり活動に対して補助金を交付し、学生の地元への愛着及び関心を高めるとともに、学生の力を生かした地域コミュニティの活性化を目指すもの。
- ・令和7年度は10団体を採択し、1団体あたり最大30万円を交付する予定である。

### (参考)

令和6年度事業：[https://www.city.sapporo.jp/kikaku/daigaku/r6/hojo\\_machicam.html](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/daigaku/r6/hojo_machicam.html)

令和5年度事業：[https://www.city.sapporo.jp/kikaku/daigaku/hojo\\_machicam.html](https://www.city.sapporo.jp/kikaku/daigaku/hojo_machicam.html)

### 理 念

「まちキャンパス」は、地域を表す「まち」と大学の敷地を表す「キャンパス」を組み合わせた造語である。学生の活動や学びが地域全体に広がり、まちそのものがキャンパスのような場となることを表現している。

まちキャンパスの実現には、学生と地域との連携・協働が欠かせない。学生が地域から学び、地域もま

た学生から学ぶ、その相互作用によってまちキャンパスが形作られていく。学生と地域がまちキャンパスを共に創っていく、そうした営みが絶えることなく連綿と続くことを願って、本事業を「さっぽろまちキャンパス共創事業」と名付けた。

#### 実施スケジュール（予定）

令和7年4月中旬	申請募集開始
令和7年5月下旬	申請期限
令和7年6月中旬	（一次）書面審査
令和7年6月下旬	（二次）プレゼンテーション審査
令和7年7月上旬	採択団体の決定、まちキャン活動開始
令和7年7月中旬 （随時）	キックオフミーティング 交流会
令和8年2月下旬	まちキャン活動終了
令和8年3月中旬	成果報告会

## 6 業務内容

項目2「背景・目的」に記載の目的を達成するため、下記の業務内容を総合的に企画・運営すること。

### 業務1 キックオフミーティング、交流会、成果報告会の開催に関すること

各会議の事前調整（日程調整、会場手配、運営マニュアル作成等）、当日運営（設営・撤去、受付・進行等）、開催結果報告等の一連の業務とする。なお、各会議に有識者を招へいする場合、当該有識者への報酬も委託費に含むものとする。

#### キックオフミーティング

キックオフミーティングに先立ち、6月14日に開催される（二次）プレゼンテーション審査に参加すること。まちキャンの活動を開始するにあたり、学生の不安感を解消するとともに、意欲的な活動に繋げることを目的としたキックオフミーティングを企画、開催すること。参加者はすべての学生団体（1団体あたり1～3名程度）、市職員数名とし、2時間程度で実施するものとする。時期はおおむね令和7年7月中旬を目安とする。キックオフミーティングの終了後は、速やかに報告書（議事録）を提出すること。なお、クローズなミーティングであるため、開催案内（チラシ）の作成は要しない。

#### 交流会

学生団体間の相互交流を目的とした交流会を企画し、まちキャンの活動期間内（令和7年7月～令和8年2月）に少なくとも1回は実施すること。参加者はすべての学生団体（1団体あたり1～3名程度）、市職員数名とし、2時間程度で実施するものとする。時期は、学生団体の進捗や企画内容に応じて適切な時期を提案・調整すること。交流会の終了後は、速やかに報告書（議事録）を提出すること。もし、一般観覧者も参加可能な交流会とする場合には、周知に必要となるA4（両面）1枚の開催案内（チラシ）データをデザインし、入稿すること。

## 成果報告会

学生団体の活動成果の最終報告を目的とした報告会を企画・実施すること。参加者はすべての学生団体（1団体あたり1～3名程度）、市職員数名のほか、一般観覧者を含めて100名程度とする。開催時間は定めないが、十分な発表時間と質疑応答の時間を設けること。また、学生団体と一般観覧者等とが交流する時間を必ず設けること。時期は令和8年3月中旬を目安とする。報告会の終了後は、速やかに報告書（議事録）を提出すること。また、一般観覧者への周知に必要となるA4（両面）1枚の開催案内（チラシ）データをデザインし、入稿すること。

## 業務2 広報に関すること

まちキャンで実施するイベントや成果等を周知するため、「札幌市ソーシャルメディア活用ガイドライン」に則り、下記に示す広報を [Facebook 公式ページ](#)で行う。その他、効果的と考えられる広報施策について提案し、委託者の承認を得たうえで実施すること。

### 学生団体の発信を展開

各学生団体が運営するSNSアカウントの情報を集約し、まちキャンに関する発信について、Facebook公式ページで展開（シェア、リンクコピー等）する。なお、各学生団体はそれぞれ2週間に1回程度の投稿をする予定である。

### 受託者が行う発信

下記のコンテンツを作成し、Facebook公式ページで発信する。

- (1) キックオフミーティング、交流会、成果報告会についての投稿を行うこと。
- (2) その他、委託者の求めに応じて大学連携に関する投稿を行うこと。（年間5件程度）

## 業務3 学生団体の活動支援等に関すること

学生団体がまちづくり活動を進める過程で生じた相談事項等について、対面・メールその他適宜の方法で受け付け、対応・伴走支援するものとする。この際、学生の自主性を尊重し、傾聴する姿勢を常に意識し、一方的に押し付ける対応とならないよう十分に留意すること。

なお、受託者は上記に加え、学生団体と委託者とを仲介し、まちキャンを円滑に推進するために必要な各種の連絡・調整を総合的に行うものとする。

## 業務4 その他本業務に関すること

業務の進捗について1か月ごとに委託者に定期報告すること。定期報告は原則として対面とし、委託者が指定する本市のミーティングスペースとする。定期報告の内容には、当該時点でのすべての学生団体の活動状況及び相談対応状況を含むものとし、その他必要となる事項を報告するものとする。

その他、学生団体が実施するまちづくり活動のサポートとして、効果的と考えられる施策を提案し、実

施すること。

## 7 環境への配慮

---

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

ごみ減量及びリサイクルに努めること。

両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 8 その他特記事項

---

### 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するための必要な措置を講じること。

### 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、仕様書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

### 業務の進め方及び実施スケジュール

受託者は、契約締結後速やかに業務実施計画を作成し、委託者の承認を得た上で、業務を遂行すること。業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこと。

### 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所の修正または追加を行うこと。

### 著作権

ア 受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

イ 受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許件、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、

自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### 個人情報の取扱い

受託者は、当該業務において取り扱う個人情報に関して、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 9 委託者担当部局

---

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 公民・広域連携推進室 推進課 推進担当

三升畑・岡田

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西一丁目1番地7 OREビル8階

電話：011-211-2281 メール：sangakukan@city.sapporo.jp